砂利採取法抜粋

第34条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6　第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四　第34条第1項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和二十九年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「並びに」を「及び」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条　動態調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業所について行う。

（調査の対象）

一　鉄道車両生産（新造）調査　統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類三一二一―鉄道車両製造業に属する事業所のうち、鉄道車両の製造を行うもの

二　鉄道車両生産（改造・修理）調査　日本標準産業分類に掲げる細分類三一二一―鉄道車両製造業に属する事業所のうち、鉄道車両の改造又は修理を行うものであつて、常時使用する従業員の数が三十人以上のもの（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理を行うものを除く。）

三　鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査　日本標準産業分類に掲げる細分類三一二二―鉄道車両用部分品製造業に属する事業所のうち、鉄道車両部品の製造を行うものであつて、常時使用する従業員の数が三十人以上のもの又は日本標準産業分類に掲げる細分類三〇一五―交通信号保安装置製造業に属する事業所のうち、鉄道信号保安装置の製造を行うものであつて、常時使用する従業員の数が五十人以上のもの（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品又は鉄道信号保安装置の製造を行うものを除く。）

四　索道搬器運行装置生産調査　日本標準産業分類に掲げる細分類二五三三―物流運搬設備製造業に属する事業所のうち、索道搬器運行装置の製造を行うもの（自己の使用に供するためにのみ索道搬器運行装置の製造を行うものを除く。）

第六条中「並びに」を「及び」に改める。

第七条中「製造」の下に「（鉄道車両にあつては、改造及び修理を含む。）」を加える。

第九条第1項中「第四条」を「第五条」に改める。

第十条第二項及び第十二条第1項中「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する鉄道車両等生産動態統計調査については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。